

管 理 施 設

1 千葉公園スポーツ施設

①総合体育館及び千葉公園プール

所 在 地	千葉市中央区弁天4-1-2他
主 な 施 設	<p>体育館</p> <p>開 設：令和5年4月20日 敷地面積：10417.06 m² 延床面積：8194.88 m² 構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上3階建 施設内容：メインアリーナ 面積 1,646 m² 競技種目 バスケットボール 2面、バレー ボール 2面、バドミントン 10面、卓球 12面、ハンドボール 1面、フットサル 1面）、体操競技 等 観客席：1,052席 サブアリーナ 面積 773 m² 競技種目 バスケットボール 1面、バレー ボール 1面、バドミントン 4面、卓球 6面、フットサル 1面）等 トレーニング室 武道場 弓道場 屋外バスケットコート その他（多目的室、会議室、審判室、放送室、事務室、キッズルーム、医務室、看護室、清掃・管理室、機械室・器具庫等、スポーツフォーラム 駐車場（管理用 6台）、駐輪場 52台</p>
プール	<p>開 設：昭和35年7月1日 敷地面積：8,666.154 m² 延床面積：705.1 m² 構 造：鉄筋コンクリート造2階建（事務所 511.4 m²）、 コンクリートブロック造平屋建（機械室・事務所・トイレ 193.7 m²） 施設内容：50m プール</p>

	<p>(水連公認 9 コース、50m×20m、深さ 1.3m～1.6m)、夜間照明設備設置、子供プール（長さ 20m、幅 7～19m、深さ 0.9m～1.0m）、徒渉プール（変形、深さ 0.4m～0.45m、すべり台 1 基）、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ他</p> <p>開場期間：7月 15 日から 8月 31 日まで</p>
開場時間	<p>体育館：午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>プール：午前 9 時から午後 8 時まで</p>
休場日	<p>年末年始（12月 29 日から翌年の 1月 3 日まで）</p> <p>（プールは、開場期間中の休場日はない。）</p>
施設の特徴	<p>(1) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人利用、専用使用が可能</p> <p>(2) 50m プールと子供プール、徒渉プール（すべり台 1 基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能。50m プールは照明設備が設置されており、午後 8 時まで営業している。</p> <p>(3) 千葉市地域防災計画において、公園全体が広域避難場所に指定されている。</p>

②千葉公園第 1 駐車場

所 在 地	千葉市中央区弁天 4-1-2
開 設 日	令和 5 年 8 月 1 日
敷 地 面 積	6,670.00 m ²
駐 車 台 数	299 台（車いす利用者用 10 台を含む）
開 場 時 間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
休 場 日	年末年始（12月 29 日から翌年の 1月 3 日まで）

2 幸町公園水泳プール

所 在 地	千葉市美浜区幸町1丁目4番
プール	<p>開 設：昭和44年6月2日</p> <p>延床面積：117m²</p> <p>構 造：鉄骨造平屋建（事務所95m²、機械室22m²）</p> <p>施設内容：25mプール（5コース、25m×10m、深さ0.9m～1.2m）、徒歩プール（変形、深さ0.5m～0.6m）、ロッカーハウス、更衣室、シャワー室、トイレ 他</p> <p>開場期間：7月15日から8月31日まで</p>
開場時間	午前9時から午後6時まで
休 場 日	開場期間中の休場日はない。
施設の特徴	<p>(1) 幸町公園に、水泳プールを一体的に設置。</p> <p>(2) 25m プールと徒歩プールを設置しており、子どもから大人まで利用が可能。</p> <p>(3) 千葉市地域防災計画において、公園全体が広域避難場所として指定されている。</p>

3 みつわ台第2公園スポーツ施設

所 在 地	千葉市若葉区みつわ台3丁目3番1号外
主 な 施 設	<p>体育館</p> <p>開 設：昭和 56 年 4 月 1 日</p> <p>構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>敷地面積：2,367.33 m²</p> <p>延床面積：1,151.15 m²</p> <p>施設内容：屋内運動場 (770.4 m²、35.75m×21.55m)、トレーニング室 (77.4 m²)、多目的室 (33.5 m²)、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他</p>
	<p>野球場</p> <p>開 設：昭和 50 年 7 月 19 日</p> <p>敷地面積：6,500 m²</p> <p>施設内容：両翼 68m、センター70m、内野土舗装、外野芝舗装</p> <p>実施可能種目：軟式野球、ソフトボール</p>
	<p>庭球場</p> <p>開 設：昭和 50 年 7 月 19 日</p> <p>敷地面積：1,600 m²</p> <p>施設内容：砂入り人工芝コート 2 面、夜間照明設備</p>
	<p>プール</p> <p>開 設：昭和 50 年 7 月 19 日</p> <p>敷地面積：2,000 m²</p> <p>延床面積：191.2 m²</p>

	<p>構 造：鉄筋コンクリート造 2 階建</p> <p>施設内容：25m プール（6 コース、25m×13m、深さ 1.1m～1.2m）、 徒渉プール（円形半径 6m 一部変形、深さ 0.2m～0.5m、 すべり台 1 基）、ロッカー室、更衣室、シャワー室、 トイレ 他</p> <p>開場期間：7 月 15 日から 8 月 31 日まで</p>
開場時間	<p>体育館及び庭球場：午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>野球場：午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>プール：午前 9 時から午後 6 時まで</p>
休 場 日	<p>年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで） (プールについては、開場期間中の休場日はない)</p>
施設の特徴	<p>(1) みつわ台第 2 公園に、体育館、野球場、庭球場及び水泳プールを一体的に設置。</p> <p>(2) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(3) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置するとともに、多目的室を設置。</p> <p>(4) 野球場は、軟式野球及びソフトボールで使用が可能。</p> <p>(5) 庭球場は、夜間照明設備を設置しておりナイター使用が可能</p> <p>(6) 25m プールと徒渉プール（すべり台 1 基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能</p> <p>(7) 千葉市地域防災計画において、公園全体及び体育館が避難場所・避難所として指定されている。</p> <p>(8) 野球場は、千葉市消防局所有のヘリコプターを活用した救急搬送に伴う離着陸場に指定されている。</p>

4 古市場公園スポーツ施設

所 在 地		千葉市緑区古市場町474番地の328外
主 な 施 設	体育館	<p>所 在 地：千葉市緑区古市場町474番地の277他</p> <p>開 設：平成4年4月18日</p> <p>構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建</p> <p>敷地面積：6,806.98 m²、延床面積：2,299.5 m²</p> <p>施設内容：屋内運動場（1,200 m²）、トレーニング室（100 m²）、 講習室、クラブ室、更衣室、シャワー室、トイレ、 事務室 他</p> <p>そ の 他：休憩所（50 m²、トイレ、倉庫）、 受変電機械室（36.3 m²） 他</p>
	多目的広場（ゲートボール場）	<p>所 在 地：千葉市緑区古市場町474番地の277他</p> <p>開 設：平成4年4月18日</p> <p>敷地面積：898.32 m²</p> <p>施設内容：人工芝2面</p>
	相撲場	<p>所 在 地：千葉市緑区古市場町474番地の336</p> <p>開 設：平成8年10月2日</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造 平家建</p> <p>敷地面積：2,145.03 m²、延床面積：629.26 m²</p> <p>施設内容：相撲場（397.71 m²）、師範席、会議室、更衣室、 シャワー室、トイレ 他</p>
	野球場	<p>開 設：昭和56年4月1日</p> <p>敷地面積：5,968 m²</p> <p>施設内容：両翼76m、センター87m、内野土・外野芝舗装</p> <p>実施可能種目：軟式野球、ソフトボール</p>
	庭球場	<p>開 設：昭和57年4月1日</p> <p>敷地面積：1,296 m²</p> <p>施設内容：オールウェザーハードコート2面</p>
	プール	<p>開 設：昭和54年7月1日</p> <p>敷地面積：3,410 m²</p> <p>延床面積：344.5 m²</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>施設内容：25mプール（7コース、25m×15m、深さ1.1m～1.4m）、 徒渉プール（変形、170 m²、深さ0.3m）、ロッカーハウス、 更衣室、シャワー室、トイレ 他</p> <p>開場期間：7月15日から8月31日まで</p>

	駐車場 (無料)	(1) 敷地内駐車場 21台 (体育館側)、36台 (相撲場側)
開場時間		体育館及び相撲場：午前9時から午後9時まで 野球場、庭球場及びプール：午前9時から午後5時まで プール：午前9時から午後6時まで
休 場 日		年末年始 (12月29日から翌年の1月3日まで) (プールについては、開場期間中の休場日はない)
施設の特徴		(1) 古市場公園及び隣接地に体育館、相撲場、野球場、庭球場及びプールを一体的に設置。 (2) 体育館は、バスケットボール、バレー、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。 (3) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置。 (4) 市内唯一の屋内相撲場で、師範席を設置しており、建具を開放することにより外部開放が可能。 (5) 野球場は、軟式野球及びソフトボールで使用が可能。 (6) 25mプールと徒渉プールを設置しており、子どもから大人まで利用が可能。 (7) 千葉市地域防災計画において、野球場が避難場所・避難所として指定されている。 (8) 野球場は、重篤患者の救急搬送を行うヘリコプターの離着陸場に指定されている。

5 有吉公園スポーツ施設

所 在 地	千葉市緑区おゆみ野有吉32外
主 な 施 設	野球場 開 設：昭和63年5月1日 敷地面積：8,183 m ² 施設内容：レフト90m、センター96m、ライト85m内野土・ 外野芝舗装 実施可能種目：軟式野球、ソフトボール
	庭球場 開 設：昭和63年5月1日 敷地面積：3,338 m ² 施設内容：オールウェザーハードコート5面、夜間照明設備
	プール 開 設：昭和63年5月1日 敷地面積：2,130 m ² 延床面積：294.5 m ² 構 造：鉄骨造平屋建 施設内容：25mプール（7コース、25m×15m、深さ0.9m～1.1m）、 徒渉プール（変形、深さ0.3m）ロッカー室、更衣室、 シャワー室、トイレ 他 開場時期：7月15日から8月31日まで
開場時間	野球場：午前9時から午後5時まで 庭球場：午前9時から午後9時まで （11月1日から3月末日までは午後5時まで） プール：午前9時から午後6時まで
休 場 日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） （プールについては、開場期間中の休場日はない）
施設の特徴	(1) 有吉公園に、野球場、庭球場及び水泳プールを一体的に設置。 (2) 野球場は、軟式野球・ソフトボールで使用が可能。 (3) 庭球場には、夜間照明設備(3面)を設置しており、4月から10月末までは、ナイター使用が可能。 (4) 25mプールと徒渉プールを設置しており、子どもから大人まで利用が可能。 (5) 千葉市地域防災計画において、公園全体が広域避難場所の一部として指定されている。

6 稲毛海浜公園スポーツ施設

所 在 地		千葉市美浜区高浜 7 丁目 1 番 3 号外
主 な 施 設	野球場	開 設：昭和 54 年 9 月 2 日 敷地面積：14,875 m ² 施設内容：南北に 2 面設置、内野土・外野芝舗装 実施可能種目：軟式野球、ソフトボール
	球技場	開 設：平成 14 年 7 月 1 日 敷地面積：9,737 m ² 施設内容：フィールド 105m × 68m、暖地型芝ティフトン 419 (寒地型芝ペレニアルライグラスをオーバーシードに使用)、夜間照明設備設置、スタンド 204 席 実施可能種目：サッカー
	庭球場	開 設：昭和 53 年 7 月 8 日 敷地面積：15,412 m ² 延床面積：120 m ² 構 造：鉄骨造平屋建 (休憩所、更衣室、トイレ、倉庫) 施設内容：砂入り人工芝コート 9 面、クレーコート 4 面 《袖ヶ浦第 4 緑地庭球場 (高浜庭球場)》 所 在 地：千葉市美浜区高浜 2 丁目 1 番
		開 設：昭和 55 年 11 月 26 日 敷地面積：8,156 m ² 延床面積：82.5 m ² 構 造：鉄骨造平屋建 (休憩所、受付事務所、更衣室、トイレ、シャワー室、倉庫) 施設内容：砂入り人工芝コート 8 面
	稻毛屋内 運動場	開 設：平成 5 年 4 月 1 日 敷地面積：3,441.05 m ² 延床面積：4,235.1 m ² 構 造：鉄骨造 3 階建 施設内容：屋内運動場 2,712 m ² (45.2m × 60m)、人工芝、投球練習場 3 箇所 (295 m ²)、事務室、会議室、器具庫、ロッカー室、シャワー室、更衣室、トイレ他
開場時間		野球場・庭球場・稻毛屋内運動場：午前 9 時から午後 5 時まで 球技場：午前 9 時から午後 9 時まで
休 場 日		年末年始 (12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日)

施設の特徴	<p>(1) 稲毛海浜公園に、野球場、球技場、庭球場及び屋内運動場を一 体的に設置。</p> <p>(2) 野球場では、軟式野球・ソフトボールでの利用が可能である。</p> <p>(3) 球技場は、サッカーワールドカップ 2002 日韓共催大会において、アイルランド代表チームのキャンプ地として利用された球 技場であり、その後も J リーグ仕様の芝を維持し、市民に質の 高い競技環境を提供している。また、照明設備を備えており、 夜間の利用も可能である。また、10月初旬に寒冷型芝ペレニア ルライグラスをオーバーシードすることで年間を通じて球技 場の利用を可能としている。なお、ジェフレディース及びジェ ニアカデミーが練習場として利用されており、一般への貸出が 制限される場合がある。</p> <p>(4) 屋内運動場の供用時間は午後 5 時までとなっているが、千葉ロ ッテマリーンズによるアカデミー教室については、週 4 回程度 21 時まで供用時間の延長により供用している。</p> <p>(5) 庭球場は、稲毛海浜公園内に計 13 面、袖ヶ浦第 4 緑地に 8 面 が設置されており、団体での利用に対応することができる規模 を有している。</p>
-------	---

7 花島公園スポーツ施設

所 在 地	千葉市花見川区花島 303-3 外	
主 な 施 設	球技場	<p>開 設：平成 14 年 8 月 1 日</p> <p>敷地面積 : 13,227 m²</p> <p>施設内容：野球場 両翼 85m センター 120m、 球技場 105m × 68m、内野土舗装、 外野及び球技場は芝舗装</p>
	庭球場	<p>開 設：平成 13 年 5 月 1 日</p> <p>敷地面積 : 3,000 m²</p> <p>施設内容：砂入り人工芝コート 4 面 (内 2 面は平成 17 年度に追加)</p>
	弓道場	<p>開 設：平成 17 年 4 月 1 日</p> <p>延床面積 : 220.95 m²</p> <p>構 造：鉄骨造 (射場 183.45 m²)、 鉄筋コンクリート造 (的場 37.5 m²)</p> <p>施設内容：近的 5 人立 28m、巻き藁室、審判室、控室、 トイレ等</p>

	花島公園センター	開設：平成 17 年 4 月 1 日 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階地下 1 階 延床面積：5,185.53 m ²
	体育館	延床面積：1,418.0 m ² 施設内容：アリーナ 1,123.14 m ² 、更衣室 131.50 m ² 、用具庫 98.01 m ² 、トイレ、シャワー室
	トレーニング室	延床面積：90.74 m ² 施設内容：トレーニング機器は指定管理者によりリース
	花島コミュニケーションセンター	延床面積：1,074.14 m ² 施設内容：創作室 1 64.84 m ² (36 人収容)、創作室 2 80.54 m ² (37 人収容) 講習室 1 82.60 m ² (50 人収容)、講習室 2 87.27 m ² (30 収容 50 人収容)、幼児室 43.68 m ² (10 人収容)、和室 52.96 m ² (16 収容 20 人収容)、集会室 51.39 m ² (25 人収容)、サークル室 1 100.72 m ² (36 人収容)、サークル室 2 49.34 m ² (24 人収容)、多目的室 358.02 m ² (220 席)、音楽室 102.78 m ² (30 人収容)
	共用管理部分	延床面積：2,602.65 m ² 共用部分：玄関ホール(210.24 m ²)、廊下、トイレ 管理部分：事務室(花見川公園緑地事務所と共に 222.16 m ²)、書庫、会議室、休憩室、救護室、機械室、電気室、発電機室、備蓄倉庫、倉庫(1)、倉庫(2)、監視室、消火ポンプ室、給湯室
	開場時間	球技場、庭球場、弓道場：午前 9 時から午後 5 時まで 体育館、トレーニング室：午前 9 時から午後 9 時まで 花島コミュニケーションセンター：午前 9 時から午後 9 時まで
休場日		年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)
施設の特徴		(1) 花島公園に、球技場、庭球場、体育館、トレーニング室及び弓道場を一体的に設置。 (2) 球技場は、野球場と兼用となっており、サッカー、野球等のほか、各種球技での利用が可能。 (3) 庭球場は、防風ネットを備えているため風の影響が少ない。 (4) 体育館は、バスケットボール、バレー、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。 (5) トレーニング室は、トレーニング機器をリースにより設置。利用者ニーズに対応した各種トレーニング機器設置により、個人使用、専用使用が可能。

	<p>(6) 弓道場は、巻き藁室を備え個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(7) 千葉市地域防災計画において、公園全体が避難場所・避難所に指定されているほか、公園センター地下には備蓄倉庫を備えている。また球技場は、重篤患者の救急搬送を行うヘリコプターの離着陸場に指定されている。</p> <p>(8) 花島公園センターについては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物に該当し、指定管理者は花島公園センターの維持管理について権原を有するものとなる。</p>
--	--

8 矢橋公園野球場

所 在 地	千葉市花見川区三角町656-4
主 な 施 設	<p>野球場</p> <p>開 設：平成15年4月1日</p> <p>敷地面積：11,500 m²</p> <p>施設内容：両翼90m センター119m、内野土・外野芝舗装</p> <p>実施可能種目：軟式野球、ソフトボール</p>
開場時間	午前9時から午後5時まで
休 場 日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
施設の特徴	<p>(1) 矢橋公園に、野球場を設置。</p> <p>(2) 野球場は、軟式野球の公式グラウンドとしての規格を備えている。</p> <p>(3) 公園内に受付及び作業員休憩所が設置されている。</p> <p>(4) 千葉市地域防災計画において、公園全体が広域避難場所に指定されている。</p>

9 昭和の森スポーツ施設

所 在 地	千葉市緑区土気町22外
主 な 施 設	<p>球技場</p> <p>開 設：昭和62年4月1日</p> <p>敷地面積：12,300 m²</p> <p>施設内容：両翼92m センター120m、サッカーコート 105m×68m、内野土・外野芝舗装</p>
主 な 施 設	<p>庭球場</p> <p>開 設：昭和59年4月1日、昭和62年4月1日</p> <p>敷地面積：4,200 m²</p> <p>施設内容：砂入り人工芝コート8面</p> <p>附属施設：受付棟（事務室、更衣室）</p>

開場時間	球技場、庭球場：午前9時から午後5時まで
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
施設の特徴	<p>(1) 球技場は、野球場と兼用となっており、サッカー、野球等のほか、各種球技での利用が可能。</p> <p>(2) 通年、昭和の森フォレストビレッジの優先利用がある。</p> <p>(3) 千葉市地域防災計画において、公園全体が避難場所指定されている。</p> <p>(4) 昭和の森はスポーツ施設及び昭和の森フォレストビレッジを除いた全域が指定管理区域となっている。スポーツ施設周辺の指定管理区域外については、昭和の森指定管理者と協力して管理を行うこと。</p>

10 高洲スポーツセンター

所在地	千葉市美浜区高洲4丁目2番2号	
開設	平成29年4月	
敷地総面積	敷地面積：7,624m ²	
主な施設	体育館	延床面積：1,850 m ² 構造：鉄筋コンクリート造 平屋立 主な施設：屋内運動場（800 m ² ）、トレーニング室（140 m ² ）、 スタジオ（72 m ² ）、こじま展示室、ロッカー室、 更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他
	プール	主な施設：25mプール（9コース、深さ1.0m～1.2m、容積540 m ³ ）、 子供用プール（7.5m×20m、深さ0.3m～0.7m容積50 m ³ ） 幼児用プール部分を含む）
	駐車場	41台（無料）
開場時間	体育館：午前9時から午後9時まで プール：午前9時から午後6時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	
施設の特徴	<p>(1) 25mプールを併設しており、子どもから大人まで利用が可能。</p> <p>(2) 体育館は、バレーボール、バスケット、バドミントン、卓球等に使用でき、個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(3) 体育館内にトレーニング室、スタジオを設置し、各種トレーニング機器を配置。トレーニング機器はリースにより設置。</p> <p>(4) 千葉市地域防災計画により、本施設全体が広域避難場所、体育館は避難場所・避難所に指定されている。</p>	

1 1 北谷津温水プール

所 在 地	千葉市若葉区北谷津町327番地の1	
開 設	昭和55年11月1日	
敷地面積	4,702.78m ²	
延床面積	1,805.12m ²	
構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建	
主 な 施 設	温水プール	施設内容：25mプール（7コース、25m×15m、深さ1.0m～1.2m）、子供プール（変形、幅6.1m×6.4m、深さ0.8m～0.9m）、スライダープール（変形、幅3.9m×6.5m、深さ0.3m、すべり台1基）、採暖室、ボイラー室、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他
	駐車場（無料）	敷地内駐車場 30台 敷地外第1駐車場 28台（プール側）、第2駐車場 40台（北谷津清掃工場側）※ ※北谷津清掃工場側の駐車場については、若葉いきいきプラザとの共同駐車場となっている。
開 場 時 間	午前9時から午後9時まで	
休 場 日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	
施設の特徴	(1) 通年型の温水プールである。 (2) 25mプール、子供プール、スライダープール（すべり台1基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能。	
施設の特徴	(1) 北谷津清掃工場の余熱を利用した、通年型の温水プールである。 (2) 25mプール、子供プール、スライダープール（すべり台1基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能。	

1 2 宮野木スポーツセンター

所 在 地	千葉市稻毛区宮野木町2150番地4	
開 設	平成元年6月3日	
敷地総面積	26,427.68m ²	
主 な 施	体育館	敷地面積：1,654.99m ² 、延床面積：1,745.66m ² 構 造：鉄筋コンクリート造 2階建 施設内容：屋内運動場（910.6m ² 、31.4m×29m）、トレーニング室（140.89m ² ）、シャワー室、会議室、トイレ、事務室 他
	野球場	敷地面積：6,419m ²

設		施設内容：両翼 70m、センター85m、内野土舗装、外野芝舗装
	庭球場	敷地面積：2,700 m ² 、 施設内容：クレーコート 4 面
	駐車場	80 台（無料）
	その他	レストハウス (79.49 m ² 、休憩室、トイレ)、ジョギングコース (300 m)、ゲートボール場 1 面、倉庫他
開 場 時 間		体育館：午前 9 時から午後 9 時まで 庭球場及び野球場：午前 9 時から午後 5 時まで
休 場 日		年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
施設の特徴		<p>(1) 体育館、野球場及び庭球場を一体的に設置。</p> <p>(2) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(3) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置。</p> <p>(4) 野球場は、軟式野球及びソフトボールでの使用が可能。</p> <p>(5) 野球場の周囲に 300m のジョギングコースを設置。</p> <p>(6) 庭球場は、クレーコート 4 面を設置。</p> <p>(7) 千葉市地域防災計画において、避難場所・避難所として指定されている。</p> <p>(8) 野球場は、重篤患者の救急搬送を行う消防ヘリコプターの離着陸場に指定されている。</p>

1.3 中田スポーツセンター

所 在 地	千葉市若葉区中田町 1200 番地 1		
敷地総面積	69,473.98 m ²		
主 な 施	球技場	開 設：平成 15 年 10 月 1 日 敷地面積：9,600 m ² 建築面積：250.50 m ² 、延床面積：249.25 m ² 構 造：鉄筋コンクリート造 平屋建 施設内容：(1) グラウンド (105m × 68m)、芝舗装 (野芝：エルトロ)、 芝生観覧席 (500 人程度) (2) 管理棟 事務室、更衣室、シャワー室、トイレ 他	
	多目的 運動場	開 設：平成 15 年 10 月 1 日 敷地面積：989 m ² 施設内容：グラウンド (23m × 43m)、芝舗装 (野芝：エルトロ) 他	

設	庭球場	開 設：平成 18 年 10 月 24 日 敷地面積：2,525.36 m ² 施設内容：砂入り人工芝 4 面
	野球場	開 設：平成 18 年 10 月 24 日 敷地面積：8,621.64 m ² 施設内容：両翼 86.87m・センター 97.54m、内野土舗装・外野芝舗装、 芝生スタンド（200 人程度）他
	グラウンド ゴルフ場	開 設：平成 18 年 10 月 24 日 敷地面積：5,774.61 m ² 施設内容：1 コース（8 ホール）×2 面、芝舗装
	その他	開 設：平成 18 年 10 月 24 日 施設内容：更衣棟（鉄骨造平屋建 158.44 m ² 、休憩室、更衣室、 シャワー室、トイレ、倉庫）、運動広場（2,672.69 m ² ）、 多目的広場（386.54 m ² ）、芝生広場（1,890 m ² ）、 ガレージ（49.75 m ² ）、屋外トイレ（23.52 m ² ）、緑地、 その他（園路、歩道）等
	駐車場	普通車 255 台、大型車 8 台、身体障害者用 8 台（無料）
開 場 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで	
休 場 日	年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）	
施設の特徴	<p>(1) 球技場は芝舗装で、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、グラウンドゴルフ等に使用可能、芝生観覧席（500 人程度）を設置。</p> <p>(2) 野球場は、軟式野球及びソフトボールでの使用が可能で、芝生スタンドを設置（200 人程度）。</p> <p>(3) グラウンドゴルフ場は、芝舗装で、グラウンドゴルフ、ターゲットバー・ドゴルフ等のコースとして、2 コース・18 ホールを設置。</p> <p>(4) 多目的運動場は、芝舗装で、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、フットサル、グラウンドゴルフ等での使用が可能。</p> <p>(5) 運動広場は、土舗装で、ゲートボール等に使用可能。</p> <p>(6) 球技場は、重篤患者の救急搬送を行うヘリコプターの離着陸場に指定されている。</p>	

1.4 磯辺スポーツセンター

所在地	千葉市美浜区磯辺1丁目50-1
開設	平成29年4月1日
敷地面積	21,969.34 m ²
延床面積	1,137.57 m ²
主な施設	<p>多目的グラウンド 面積：13,273 m² 野球場2面 (70m×70m、中堅85m) もしくはサッカー場 2面 (80m×50m) 全面利用でサッカー場 1面 (120m×80m) としても利用可。</p> <p>体育館 構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 建築面積：955.15 m² 延床面積：977.57 m² 屋内運動場（アリーナ）面積：701.8 m² (22m×31.9m) 【競技種目】 バスケットボール1面 バスケットボール練習用 2面 6人制バレーボール 2面 9人制バレーボール 1面 バドミントン 4面 倉庫（スポーツ用具）、男女更衣室・トイレ、防災備蓄倉庫</p> <p>管理棟 構造：軽量鉄骨プレハブ造 平屋建 建築面積：120 m² 事務室、多目的スペース（休憩室）、男女トイレ、男女更衣室・シャワー室、多目的トイレ、倉庫（グラウンド用）</p> <p>駐車場・駐輪場 駐車場：52台（うち身障者用2台） 駐輪場：50台</p>
施設の特徴	<p>(1) グラウンドは野球のマウンド等、他のスポーツに支障が出るものを設置していないため、多目的グラウンドとすることで、ゲートボールやラクロス等、多様な用途に対応が可能。</p> <p>(2) 多目的グラウンドには芝生観覧席を設置。</p> <p>(3) 体育館は可動式のゴールを設置しており、ミニバスケットボールにも対応している。</p> <p>(4) 千葉市地域防災計画において、避難場所・避難所として指定される予定である。</p>

指定管理者個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、公の施設の管理に関する事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、公の施設の管理に関する事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間終了後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置を講じなければならない。

2 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を、その必要に応じて行わなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第4 乙は、公の施設の管理に関する事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割を明らかにして、甲の求めに応じてその内容を甲に通知しなければならない。

2 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても公の施設の管理に関する事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、甲の求めがあつた場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。

3 乙は、前項の了知の際、従事者に対し、公の施設の管理に関する事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 乙は、従事者に対し、公の施設の管理に関する事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。指定期

間終了後において同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内に限ることとし、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

第6 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を、当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この施設の管理に関して取得し、又は甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(委託の禁止等)

第8 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を甲に対して報告の上、あらかじめ委託先において講じられる安全管理措置が甲と同等程度であると認められるものとして甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 委託が必要な理由

(2) 委託先

(3) 委託の内容

(4) 委託先が取り扱う情報

(5) 乙の委託先に対する監督方法

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を委託先に取り扱わせる場合には、この指定管理者個人情報取扱特記事項により乙が負う義務を、委託先に対しても遵守・履行させるとともに、乙と委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、甲の提供した個人情報並びに乙及び委託先が公の施設の管理に関する事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 乙は、委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、委託先が乙の子会社である場合も同様とする。

(作業場所の指定等)

第9 乙は、公の施設の管理に関する事務の処理のうち個人情報を取り扱うものについては、当該公の施設内において行うものとする。ただし、当該公の施設外で事務を処理することにつき、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合には、当該作業場

所において事務を処理することができる。

- 2 乙は、公の施設内において当該公の施設の管理に関する事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。
- 3 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するために取り扱う個人情報を、当該公の施設内又は第1項ただし書の規定により甲の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 乙は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、指定期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、その他甲の承諾を得て行なった複写又は複製物を含む公の施設の管理に関する事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、公の施設の管理に関する事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として甲に届け出られている者が行うものとする。

- 2 授受等が、基本協定書等で甲が指定することにより、甲と乙との直接のやり取りになっていない場合は、乙は、その授受等の方法について、あらかじめ甲に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この指定管理者個人情報取扱特記事項に違反する事態及び公の施設の管理に関する事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。指定期間終了後においても同様とする。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、甲は、乙の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第14 甲は、乙が公の施設の管理に関する事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、実地に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、乙からの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 書面による確認で足りる場合

(2) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 乙は、甲から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

第15 甲は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(指定の取消及び損害賠償)

第16 甲は、次のいずれかに該当するときには、指定の取消及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 公の施設の管理に関する事務を処理するために乙が取り扱う個人情報について、乙又は委託先の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの指定管理者個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき

き

(補則)

第17 この指定管理者個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、甲が別に指定する。

次年度事業計画案

次年度事業計画案に記載する項目

1 総則

- (1) 基本方針
- (2) 事業概要
- (3) 基本事項
- (4) 指定管理区域周辺の管理者との調整・協力
- (5) 事業計画・事業報告書の作成
- (6) 管理規程、マニュアル等の作成

2 管理体制

- (1) 責任体制（組織）
- (2) 人員配置、業務分担
- (3) 業務体制
- (4) 緊急時の体制

3 運営計画

- (1) 年間計画（休場日、開場時間、利用制限、優先利用（利用調整）計画）
- (2) 利用料金等
- (3) 使用許可業務
- (4) 施設貸出業務
- (5) 施設利用受付業務
- (6) 施設運営業務
- (7) 広報・プロモーション計画
- (8) 研修・訓練計画

4 維持管理計画

- (1) 建築物維持管理業務
- (2) 建築設備維持管理業務
- (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務
- (4) 植栽維持管理業務
- (5) 外構施設維持管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 環境衛生管理業務
- (8) 保安警備業務
- (9) 駐車場維持管理業務

- (10) 体育館維持管理業務
- (11) 野球場維持管理業務
- (12) 球技場・多目的運動場・多目的グラウンド維持管理業務
- (13) 庭球場維持管理業務
- (14) プール維持管理業務
- (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務
- (16) 弓道場維持管理業務
- (17) 相撲場維持管理業務
- (18) 柔道場・剣道場維持管理業務
- (19) 花島公園センター維持管理業務
- (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務
- (21) 磯辺スポーツセンター管理棟維持管理業務
- (22) 光熱水費等の支払事務代行
- (23) 修繕実施計画
- (24) 保険への加入
- (25) 委託事務実施計画

5 事業実施受託業務計画

- (1) 基本方針
- (2) 取組目標及び内容

6 自主事業計画

- (1) 基本方針
- (2) 教室・イベントの開催
- (3) その他の自主事業

7 モニタリング計画

- (1) モニタリング実施計画
- (2) 利用者アンケート実施計画
- (3) 自己評価計画

8 利益の還元

事業計画書

事業計画書に記載する項目

1 総則

- (1) 基本方針
- (2) 事業概要
- (3) 基本事項
- (4) 指定管理区域周辺の管理者との調整・協力
- (5) 事業計画・事業報告書の作成
- (6) 管理規程、マニュアル等の作成

2 管理体制

- (1) 責任体制（組織）
- (2) 人員配置、業務分担
- (3) 業務体制
- (4) 緊急時の体制

3 運営計画

- (1) 年間計画（休場日、開場時間、利用制限、優先利用（利用調整）計画）
- (2) 利用料金等
- (3) 使用許可業務
- (4) 施設貸出業務
- (5) 施設利用受付業務
- (6) 施設運営業務
- (7) 広報・プロモーション計画
- (8) 研修・訓練計画

4 維持管理計画

- (1) 建築物維持管理業務
- (2) 建築設備維持管理業務
- (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務
- (4) 植栽維持管理業務
- (5) 外構施設維持管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 環境衛生管理業務
- (8) 保安警備業務
- (9) 駐車場維持管理業務

- (10) 体育館維持管理業務
- (11) 野球場維持管理業務
- (12) 球技場・多目的運動場・多目的グラウンド維持管理業務
- (13) 庭球場維持管理業務
- (14) プール維持管理業務
- (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務
- (16) 弓道場維持管理業務
- (17) 相撲場維持管理業務
- (18) 柔道場・剣道場維持管理業務
- (19) 花島公園センター維持管理業務
- (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務
- (21) 磯辺スポーツセンター管理棟維持管理業務
- (22) 光熱水費等の支払事務代行
- (23) 修繕実施計画
- (24) 保険への加入
- (25) 委託事務実施計画

5 事業実施受託業務計画

- (1) 基本方針
- (2) 取組目標及び内容

6 自主事業計画

- (1) 基本方針
- (2) 教室・イベントの開催
- (3) その他の自主事業

7 モニタリング計画

- (1) モニタリング実施計画
- (2) 利用者アンケート実施計画
- (3) 自己評価計画

8 利益の還元

月次事業報告書

月次事業報告書に記載する項目

1 管理業務の実施状況に関する事項

- (1) 建築物維持管理業務実施状況
- (2) 建築設備維持管理業務実施状況
- (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務実施状況
- (4) 植栽維持管理業務実施状況
- (5) 外構施設維持管理業務実施状況
- (6) 清掃業務実施状況
- (7) 環境衛生管理業務実施状況
- (8) 保安警備業務実施状況
- (9) 駐車場維持管理業務実施状況
- (10) 体育館維持管理業務実施状況
- (11) 野球場維持管理業務実施状況
- (12) 球技場・多目的運動場維持管理業務実施状況
- (13) 庭球場維持管理業務実施状況
- (14) プール維持管理業務実施状況
- (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務実施状況
- (16) 弓道場維持管理業務実施状況
- (17) 相撲場維持管理業務実施状況
- (18) 柔道場・剣道場維持管理業務実施状況
- (19) 花島公園センター維持管理業務実施状況
- (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務実施状況
- (21) 磯辺スポーツセンター管理棟維持管理業務実施状況
- (22) 光熱水費等の支払事務代行実施状況
- (23) 修繕実施状況

2 管理施設の利用状況に関する事項

- (1) 利用者数・専用利用状況
- (2) 利用制限実施状況
- (3) 不利益処分状況
- (4) 事故報告

3 利用料金その他の収入の状況に関する事項

- (1) 利用料金収入状況

(2) 自主事業収入状況

4 経費の支出の状況に関する事項

(1) 管理業務に要する経費支出状況

(2) 自主事業に要する経費支出状況

5 自主事業に関する事項

(1) 自主事業実施状況

6 モニタリングに関する事項

(1) 利用者アンケート実施状況

(2) 自己評価の実施状況

(3) 業務改善状況

7 市が指定する事項

事業報告書

事業報告書に記載する項目

1 管理業務の実施状況に関する事項

- (1) 建築物維持管理業務実施状況
- (2) 建築設備維持管理業務実施状況
- (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務実施状況
- (4) 植栽維持管理業務実施状況
- (5) 外構施設維持管理業務実施状況
- (6) 清掃業務実施状況
- (7) 環境衛生管理業務実施状況
- (8) 保安警備業務実施状況
- (9) 駐車場維持管理業務実施状況
- (10) 体育館維持管理業務実施状況
- (11) 野球場維持管理業務実施状況
- (12) 球技場・多目的運動場維持管理業務実施状況
- (13) 庭球場維持管理業務実施状況
- (14) プール維持管理業務実施状況
- (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務実施状況
- (16) 弓道場維持管理業務実施状況
- (17) 相撲場維持管理業務実施状況
- (18) 柔道場・剣道場維持管理業務実施状況
- (19) 花島公園センター維持管理業務実施状況
- (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務実施状況
- (21) 磯辺スポーツセンター管理棟維持管理業務実施状況
- (22) 光熱水費等の支払事務代行実施状況
- (23) 修繕実施状況

2 管理施設の利用状況に関する事項

- (1) 利用者数・専用利用状況
- (2) 利用制限実施状況
- (3) 不利益処分状況
- (4) 事故報告

3 利用料金その他の収入の状況に関する事項

- (1) 利用料金収入状況
- (2) 自主事業収入状況

4 事業実施受託業務に関する事項

(1) 事業実施受託業務実施状況

5 自主事業に関する事項

(1) 自主事業実施状況

6 モニタリングに関する事項

(1) 利用者アンケート実施状況

(2) 自己評価の実施状況

(3) 業務改善状況

7 利益の還元

個別自主事業実施計画書

個別自主事業実施計画書に記載する項目

1 自主事業名

2 実施目的

3 実施理由

4 事業内容

(1) 実施時期

(2) 実施場所

(3) 実施方法等

(4) 料金

5 その他

様式第4号

年 月 日

個別修繕計画書

(あて先) 千葉市長

施設指定管理者

(指定管理者の名称及び代表者氏名) 印

千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書第35条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

1 修繕箇所

2 修繕理由

3 修繕内容

(1) 施工期間

(2) 施工方法

4 添付書類等（提案書、見積書、図面等）

様式第5号

年 月 日

個別修繕実施報告書

(あて先) 千葉市長

施設指定管理者

(指定管理者の名称及び代表者氏名) 印

千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書第35条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

1 修繕箇所

2 修繕実施内容

(1) 施工期間

(2) 施工内容

(3) 施工状況

3 添付書類等（完成図、施工写真等）